

認定農業者育成事業補助金

【事業内容】

- ・認定農業者を中心として組織された生産団体、又は集落営農組織を育成するため、施設や機械等の整備に要する経費の一部について補助金を交付します。

【補助対象者】

- ・認定農業者を中心として組織された生産者団体、集落営農組織

【補助率】

- ・1/4以内
- ・3/10以内（認定農業者を中心として組織された生産団体、又は集落営農組織内に新規就農者がいる場合）

≪補助対象事業費≫ 下限100万円・上限800万円（農業生産団体）
100万円・1,200万円（集落営農組織）

【その他】

- ・当補助事業の採択によって補助を受けた場合は、3年間は当該補助事業をうけることができません。
- ・対象となる機械、施設についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

- ・本宮市産業部農政課農政係 TEL：0243-24-5385